

控 訴 状

仙台高等裁判所民事部 御中

2021（令和3）年 8月 12日

控訴人ら（一審原告ら）訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明 代

弁護士 小 野 寺 利 孝 代

弁護士 大 塚 正 之 代

弁護士 原 和 良 代

弁護士 白 井 劍

ほか（一審原告ら訴訟代理人ら）

【当事者の表示】

控訴人ら（一審原告ら）

別紙1「当事者目録（一審原告のみ）」記載のとおり

100-0013 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

被控訴人（一審被告） 国

代表者法務大臣 上川陽子

100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

代表者代表執行役 小早川智明

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原状回復等請求事件

訴訟物の価額 円

貼用印紙額 円

※ なお、貼用印紙額は、別途提出する計算書に基づいて裁判所の確認をうけてから確定としたい。納付すべき印紙額が高額になることから、現金送金による納付を希望する。

前記当事者間の福島地方裁判所郡山支部平成27年（ワ）第255号、平成28年（ワ）第11号、同第138号、同第253号、平成29年（ワ）第18号、同第129号、平成30年（ワ）第319号「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原状回復等請求事件について、2021（令和3）年7月30日言い渡された下記判決は、不服であるから控訴する。

【原判決の表示】

- 1 本件訴えのうち、被告らに対して別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域の放射線量を低下させることを求める訴えをいずれも却下する。
- 2 本件訴えのうち、令和3年2月19日以降の損害賠償金の支払を求める訴えをいずれも却下する。
- 3 被告らは、別紙3認容額等一覧表の「認容／棄却の別」欄に一部認容との記載がある各原告に対し、連帯して、同表の「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告らの被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、
 - (1) 別紙3認容額等一覧表の「認容／棄却の別」欄に棄却との記載がある各原告と被告らとの間にそれぞれ生じた費用は、全て当該原告の負担とし、
 - (2) 別紙3認容額等一覧表の「認容／棄却の別」欄に一部認容との記載がある各原告と被告らとの間にそれぞれ生じた費用は、これを100分し、その3を被告らの負担とし、その余を当該各原告の負担とする。

【控訴の趣旨】

原判決を次のとおりに（下記1項から8項までのとおりに）変更する。

- 1 被控訴人ら（一審被告ら）は、控訴人ら（一審原告ら）に対し、別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.046マイクロシーベルトに至るまで低下させる義務があることを確認する。
- 2 被控訴人ら（一審被告ら）は、控訴人ら（一審原告ら）に対し、別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに至るまで低下させよ。
- 3 被控訴人ら（一審被告ら）は連帯して、各控訴人ら（各一審原告ら）に対し、別紙2一覧表の「期間1」欄記載の期間においては毎月末日限り同「金額1」欄記載の金員、同「期間2」欄記載の期間においては毎月末日限り同「金額2」欄記載の金員（ただし、同「期間2」欄が空欄のものを除く）および同「期間3」欄記載の期間においては毎月末日限り同「金額3」欄記載の金員（ただし、同「期間3」欄が空欄のものを除く）ならびにこれらに対する各支払日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人ら（一審被告ら）は連帯して、各控訴人ら（各一審原告ら）に対し、別紙2一覧表の「4項請求額」欄記載の金員およびこれに対する2011（平成23）年3月12日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 5 （予備的請求）仮に上記2項が認められない場合、被控訴人ら（一審被告ら）は連帯して、各控訴人ら（各一審原告ら）に対し、別紙2一覧表の「5項請求額」記載の金員およびこれに対する2011（平成23）年3月12日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 6 被控訴人ら（一審被告ら）は連帯して、各控訴人ら（各一審原告ら）に対し、それぞれ3項の金員および4項の金員ならびに5項の予備的請求が認められる場合にはその金員の各元本に対する各10パーセントの割合による金員およびこれら各10パーセントの割合による金員に対する2011（平成23）年3月12日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 7 訴訟費用は第1審・第2審とも被控訴人ら（一審被告ら）の負担とする。
- 8 この判決は、1項および2項を除き、仮に執行することができる。

【控訴の理由】

控訴人ら（一審原告ら）が本件の請求原因として主張する事実は、原判決摘示のとおりであるが、原判決には誤りがあるので、これを変更する判決を求めべく控訴を提起する。

被控訴人ら（一審被告ら）の加害行為により被ったと控訴人ら（一審原告ら）が主張する損害とその金額は、一審で主張したとおり（原判決摘示のとおり）であって、控訴人ら（一審原告ら）はその主張を維持するものである。ただし、控訴審においては、その主張する損害の一部に限定して一部請求をするものとし、別紙２一覧表には、その一部請求の金額を記載する。

なお、上述した点以外の控訴の理由については、追って主張する。

別表1 福島県双葉郡浪江町津島地区全域

福島県双葉郡浪江町津島地区全域とは次の地域全体を指す。

福島県双葉郡浪江町大字津島	全区域
福島県双葉郡浪江町大字下津島	全区域
福島県双葉郡浪江町大字南津島	全区域
福島県双葉郡浪江町大字赤宇木	全区域
福島県双葉郡浪江町大字羽附	全区域
福島県双葉郡浪江町大字昼曾根，字尺石，字道下	全区域
福島県双葉郡浪江町大字川房字大柿，字矢具野	全区域